

# 景観審議会

---

令和6年度 第2回会議資料

令和6年8月22日(木)

## 1. 現計画の評価について

- (1) 現計画における目指すべき景観像
- (2) 市民アンケート調査（経営企画課実施分）
- (3) 市民アンケート調査（都市計画課実施分）
- (4) 関係団体ヒアリング（景観重点区域内のコミュニティ運営協議会）
- (5) 関係団体ヒアリング（住マイむなかた会員）
- (6) まとめ

## 2. 課題と対応方針について

- (1) 課題
- (2) 課題に対する対応方針

## 3. 新景観計画について

- (1) 新景観計画の体系案
- (2) 目次構成（案）
- (3) 景観形成基準の方向性

# 1. 現計画の評価について (1) 現計画における目指すべき景観像

## (1) 現計画における目指すべき景観像

### ■本市の景観特性:8つのエリア



①山間部エリア



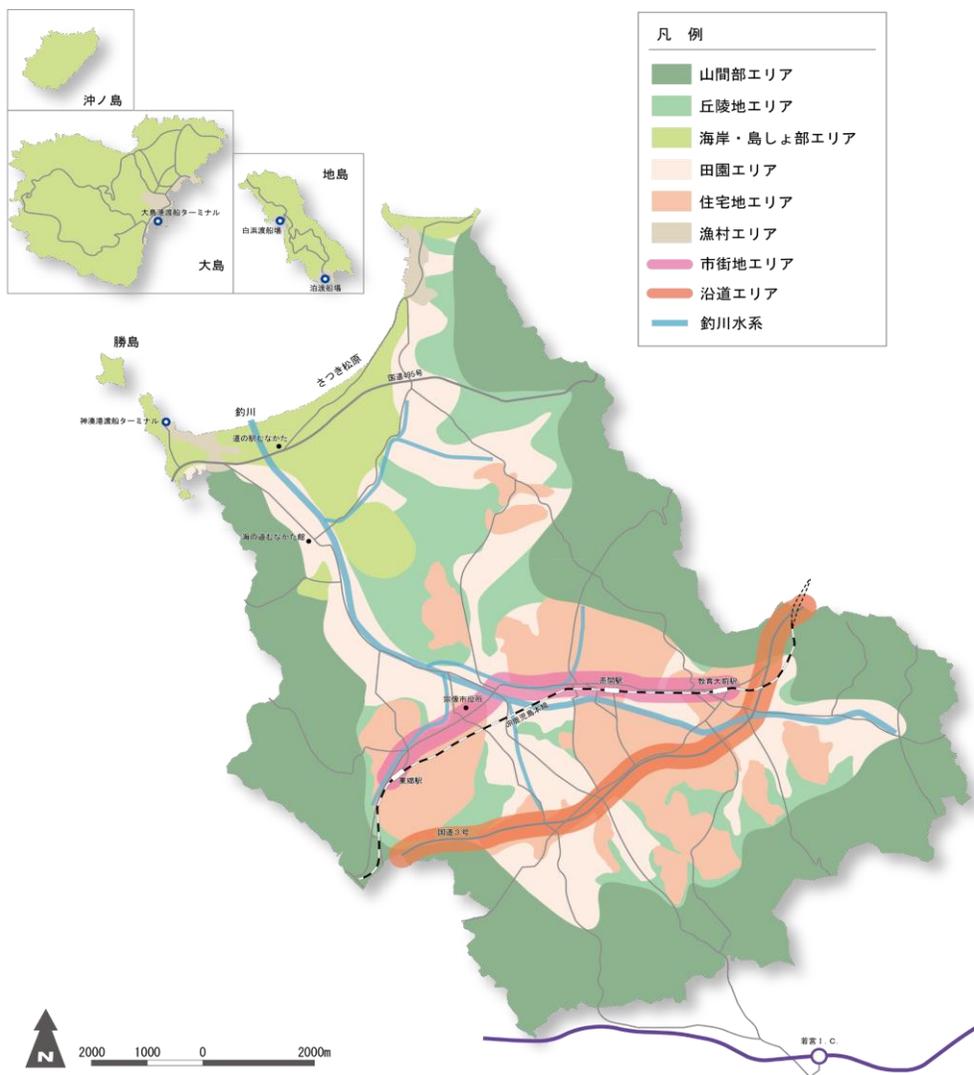
②丘陵地エリア



③海岸・島しょ部エリア



④田園エリア



⑤住宅地エリア



⑥漁村エリア



⑦市街地エリア



⑧沿道エリア

# 1. 現計画の評価について (1) 現計画における目指すべき景観像

## ■本市の景観特性：3つの景観軸



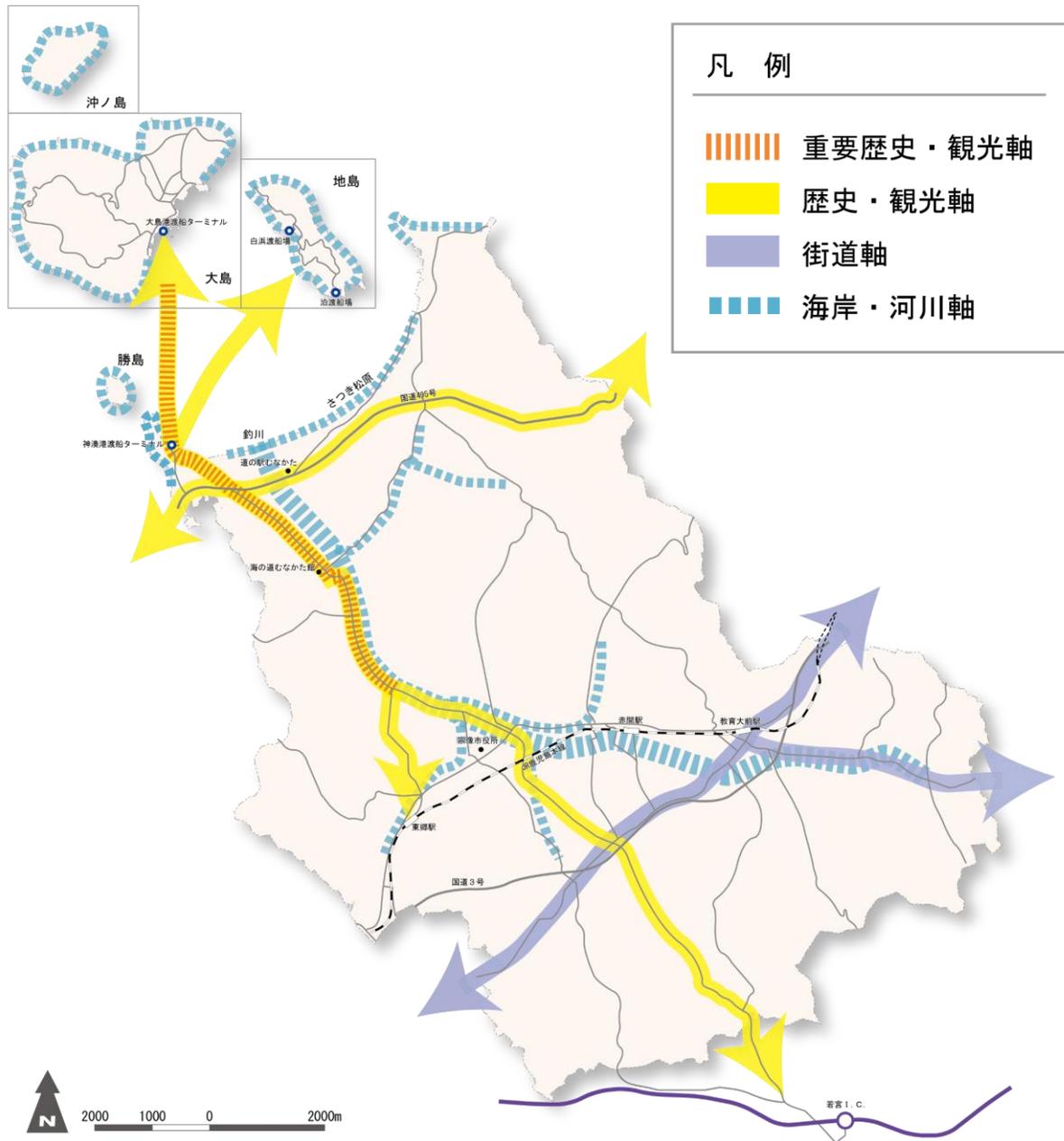
①歴史・観光軸



②街道軸

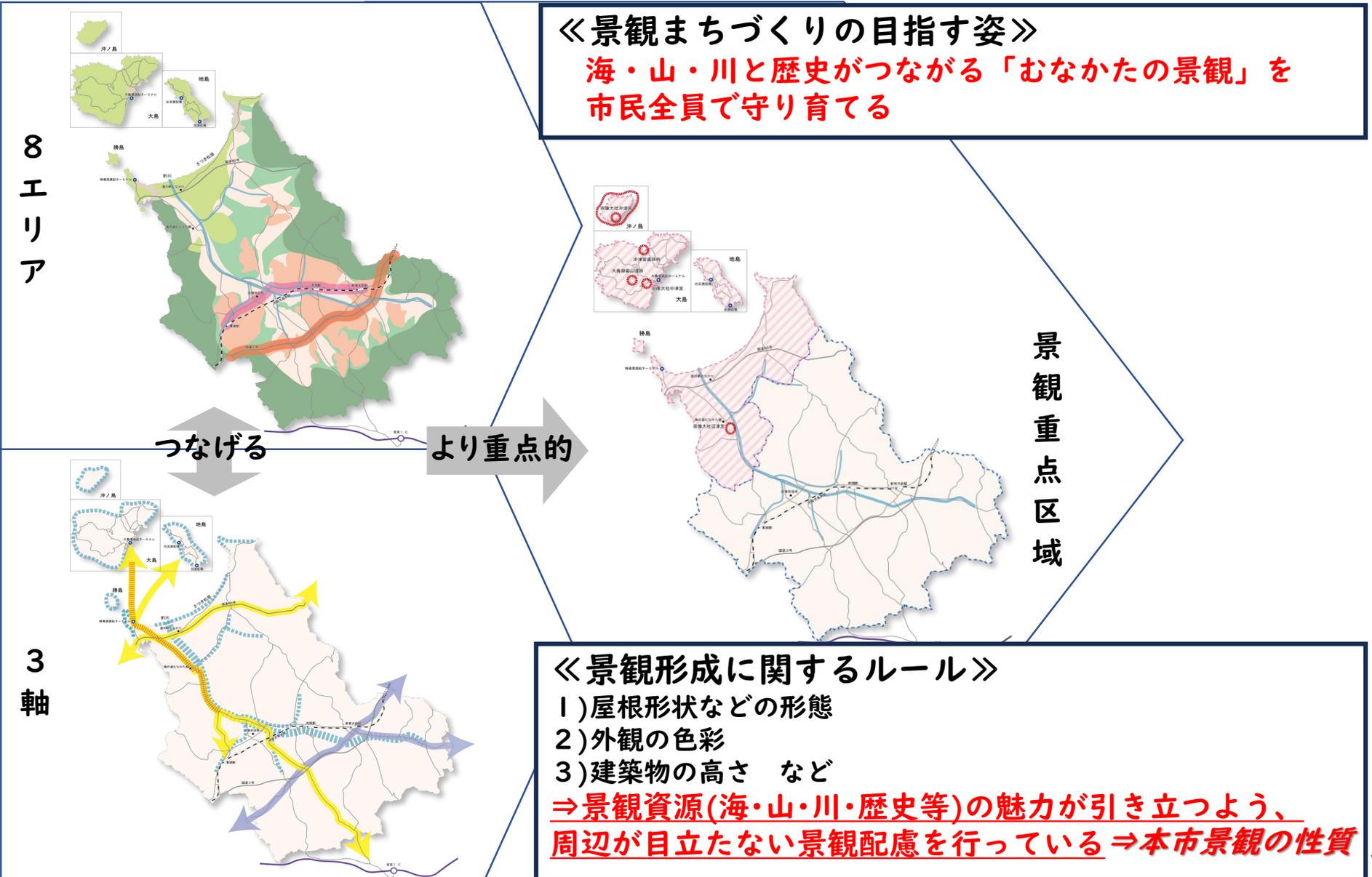


③海岸・河川軸



# 1. 現計画の評価について (1) 現計画における目指すべき景観像

## ■現計画における目指すべき景観像



# 1. 現計画の評価について (2) 市民アンケート調査(経営企画課実施分)

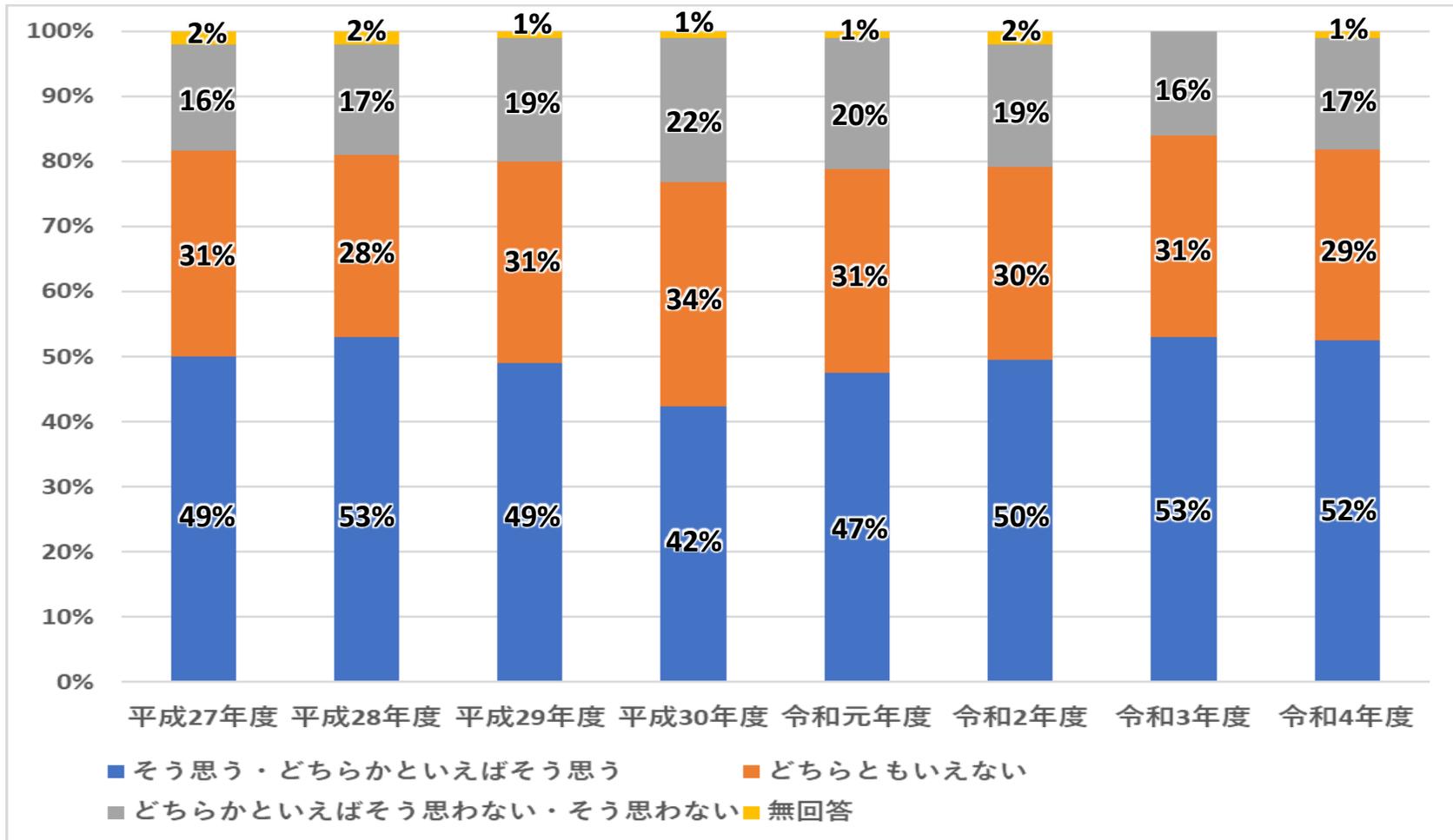
## (1) 市民アンケート調査(経営企画課実施分)

### ■調査概要

対象者	・18歳以上の市民1,500人(無作為抽出)
主な調査項目	(経年変化分析) ・宗像市のまちなみ(景観)が整っていると思う割合 ・調和のとれた土地利用と魅力ある景観の形成についての満足度
調査方法	・郵送による配布 ・郵送またはオンラインによる回答
調査期間	・各年1月~2月に実施
回答数	・N=620【回収率41.3%】 ※令和4年度の場合

# 1. 現計画の評価について (2) 市民アンケート調査(経営企画課実施分)

■宗像市のまちなみ(景観)が整っていると思う割合 ※整数で表示しているため合計が100%にならない場合があります



## ○宗像市のまちなみ(景観)が整っていると思う割合が高い

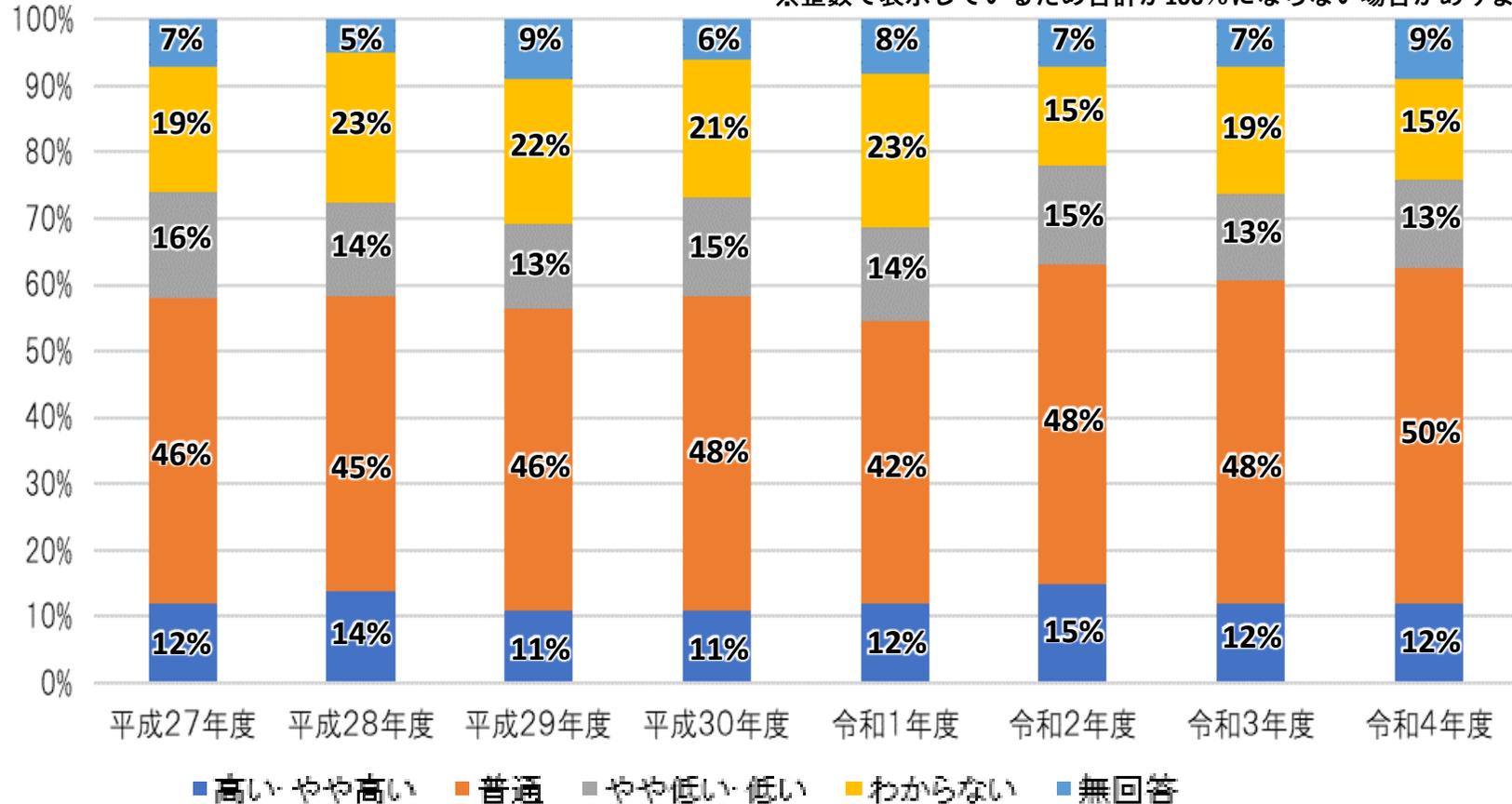
⇒市の景観が整っているかという設問について、令和4年度の結果では「**そう思う/どちらかと言えばそう思う**」が**52%と多い傾向**となっています。

⇒経年変化では平成30年度にやや落ち込みが見えるも、全体的には横ばいの傾向となっています。

# 1. 現計画の評価について (2) 市民アンケート調査(経営企画課実施分)

## ■調和のとれた土地利用と魅力ある景観の形成についての満足度

※整数で表示しているため合計が100%にならない場合があります



### ○「普通」と回答した割合が多いものの、本市景観の性質を踏まえると悪い傾向ではない

⇒景観形成の満足度について「高い・やや高い」と答えた割合は高くないものの、同時に「やや低い・低い」と答えた割合も高くなく、「普通」と回答した割合が最も多くなっています。「普通」と回答した割合が多い背景には、景観資源(海・山・川・歴史等)の魅力が引き立つよう、周辺が目立たない景観配慮を行い、その効果が「気づかれにくい」という本市景観の性質があると考えます。

# 1. 現計画の評価について (3) 市民アンケート調査(都市計画課実施分)

## (2) 市民アンケート調査(都市計画課実施分)

### ■調査概要

対象者	・景観重点区域に居住する18歳以上の市民1,500人(無作為抽出)
主な調査項目	・建物や工作物を作る際の「景観に関するルール」の存在に関する認知度 ・景観に関するルールがあることで悩んだことや問題となったことの有無やその内容 ・本市景観に関する満足度・重要度 ・景観まちづくりや景観に関するルールのあり方 ・景観重点区域の景観にふさわしくないと思う屋根形状 等
調査方法	・郵送による配布 ・郵送またはオンラインによる回答
調査期間	・令和6年6月24日(月)~7月8日(月)【15日間】
回答数	・N=491【回収率32.7%】

# 1. 現計画の評価について (3) 市民アンケート調査(都市計画課実施分)

## ○景観重点区域の景観に対する満足度は高い

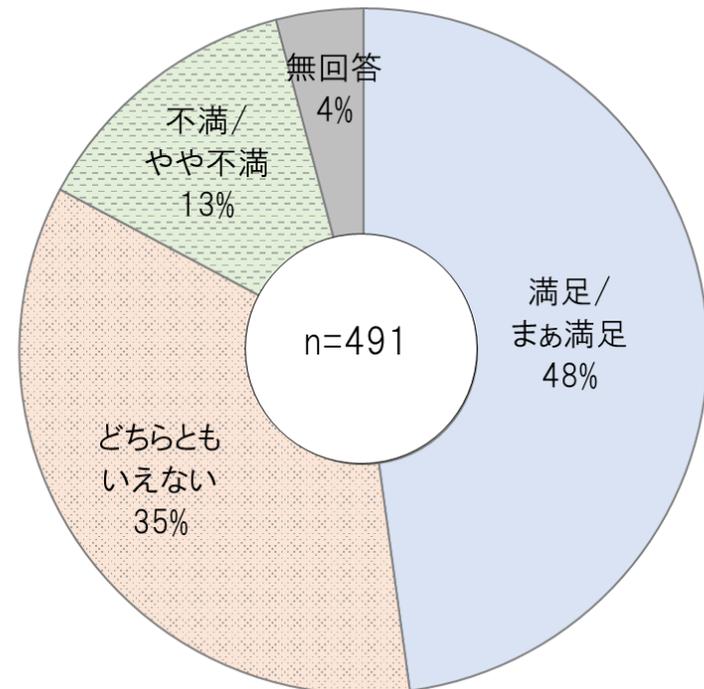
⇒景観重点区域において、宗像市の景観全般に対する満足度は、「満足/まあ満足」が48%と最も高い割合となっています。

(設問)

宗像市の景観について、どのように感じていますか。

それぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

①景観全般(自然・文化・歴史的遺産・家なみ等)の満足度



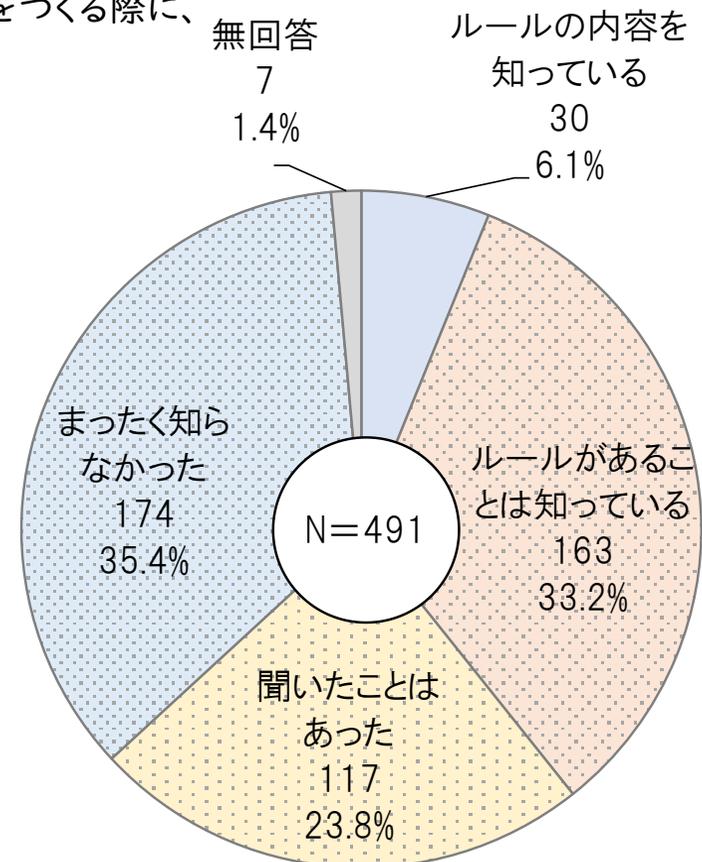
# 1. 現計画の評価について (3) 市民アンケート調査(都市計画課実施分)

## ○「景観に関するルール」の存在に関する認知度が高く、多くの方がルールを認識している

⇒景観に関するルールについて、「ルールの内容を知っている」「ルールがあることは知っている」「聞いたことはあった」と回答した方は、全体の63.1%となっています。

(設問)

あなたのお住まいの地区が景観重点区域に設定され、建物や工作物をつくる際に、「景観に関するルール」があることを知っていましたか。  
あてはまる番号1つに○をつけてください。



# 1. 現計画の評価について (3) 市民アンケート調査(都市計画課実施分)

## ○重要度の高い景観は満足度も高く、市民が望む景観まちづくりが形成されている

⇒重要度と満足度の高い項目として、「海・海辺・海岸」「宗像大社辺津宮・中津宮・沖津宮遙拝所及びその周辺」の選択率が高く、**重要度の高い項目で満足度も同様に高くなっています。**

(設問)

宗像市にとって重要な景観は何だと思えますか。

とくに重要だと思う項目を3つまで選び、あてはまる番号に○をつけてください。

(設問)

宗像市の景観について、どのように感じていますか。

それぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

(%)		海・海辺・海岸	河川・水辺	港・漁港 ・漁村集落	山・山なみ ・丘陵地	田園風景	宗像大社辺津宮・中津宮等	国道495号
重要度		78.4	28.7	31.8	19.3	29.7	50.3	22.0
満足度	満足/ まあ満足	59.2	46.4	36.2	48.8	54.1	60.0	41.9
	不満/ やや不満	16.7	18.9	14.6	11.4	10.5	10.7	16.4

# 1. 現計画の評価について (3) 市民アンケート調査(都市計画課実施分)

## ○景観計画の運用による効果が認識されにくいものの、良好な景観が維持されている

⇒景観計画が策定された10年前と比較して、変化を感じるかという設問については、「あまり変わらない」との回答が59.3%と最も多くなっています。「あまり変わらない」と回答した割合が多い背景には、景観資源(海・山・川・歴史等)の魅力が引き立つよう、周辺が目立たない景観配慮を行い、その効果が「気づかれにくい」という本市景観の性質があると考えます。

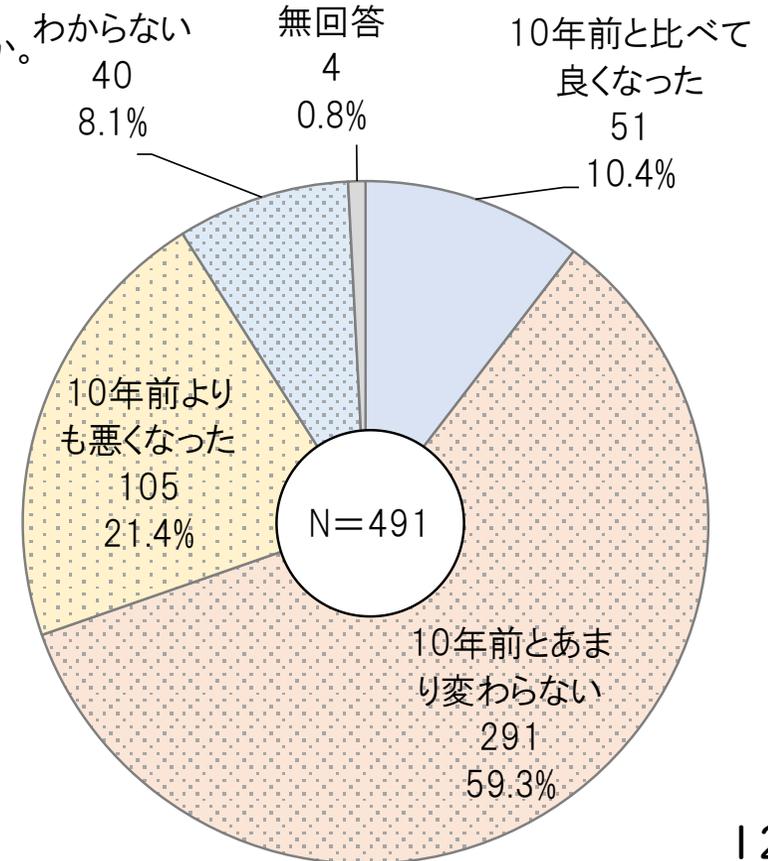
(設問)

あなたがお住まいの地区の景観が10年前と比べて変わったと思いますか。  
あてはまる番号1つに○をつけてください。

### 【本市景観の性質】

景観資源(海・山・川・歴史等)の魅力が引き立つよう、周辺が目立たない景観配慮を行っている。

⇒景観計画の運用による効果が認識されにくい性質を持っている



# 1. 現計画の評価について (3) 市民アンケート調査(都市計画課実施分)

## ○景観に関するルールとして、「太陽光発電設備への景観配慮が大切」と思う方が多く、対応策の検討が必要

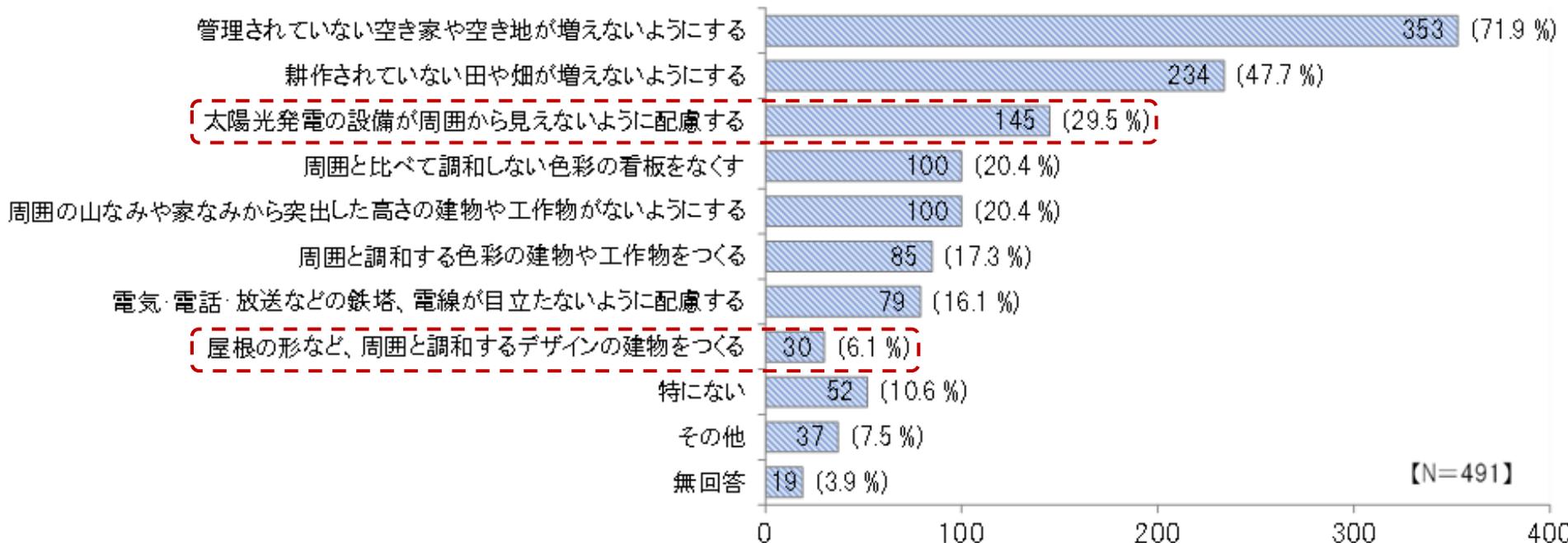
⇒より良い景観まちづくりに大切なこととして、「管理されていない空き家や空き地が増えないようにする」が71.9%と最も多く、次いで「耕作されていない田や畑が増えないようにする」47.7%となっています。

より良い景観まちづくりのうち、景観のルールに直接関連するところでは、「太陽光発電の設備が周囲から見えないように配慮する」29.5%が最も多く、「屋根の形など、周囲と調和するデザインの建物をつくる」6.1%が最も低くなっています。

(設問)

より良い景観まちづくりのために、どのようなことが大切だと感じますか。

3つまで選び、あてはまる番号に○をつけてください。



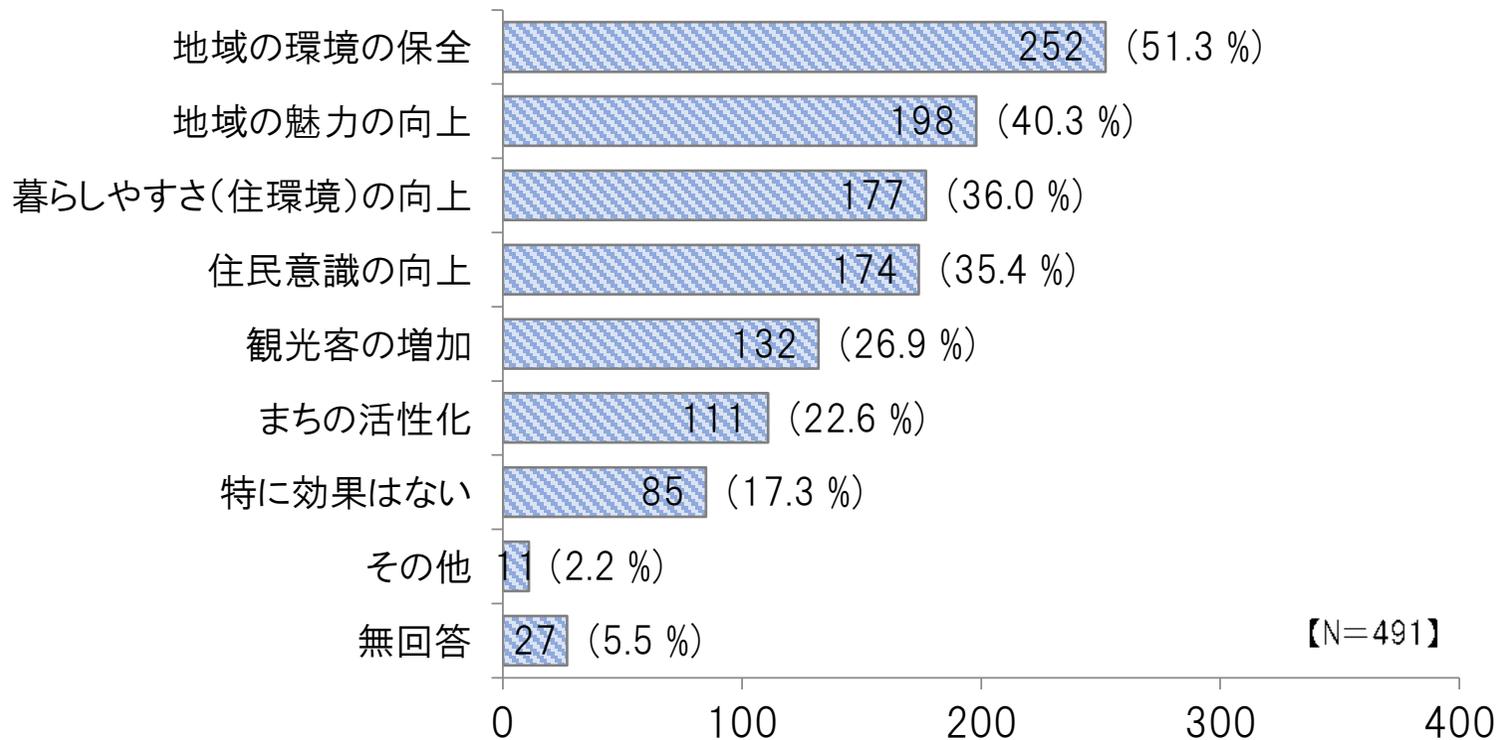
# 1. 現計画の評価について (3) 市民アンケート調査(都市計画課実施分)

## ○景観まちづくりのためのルールに一定の効果があると認識されている

⇒ルールがあることによる効果として「地域の環境の保全」が51.3%と最も多く、次いで「地域の魅力の向上」40.3%、「暮らしやすさ(住環境)の向上」36.0%と、一定の効果はあると認識されています。

(設問)

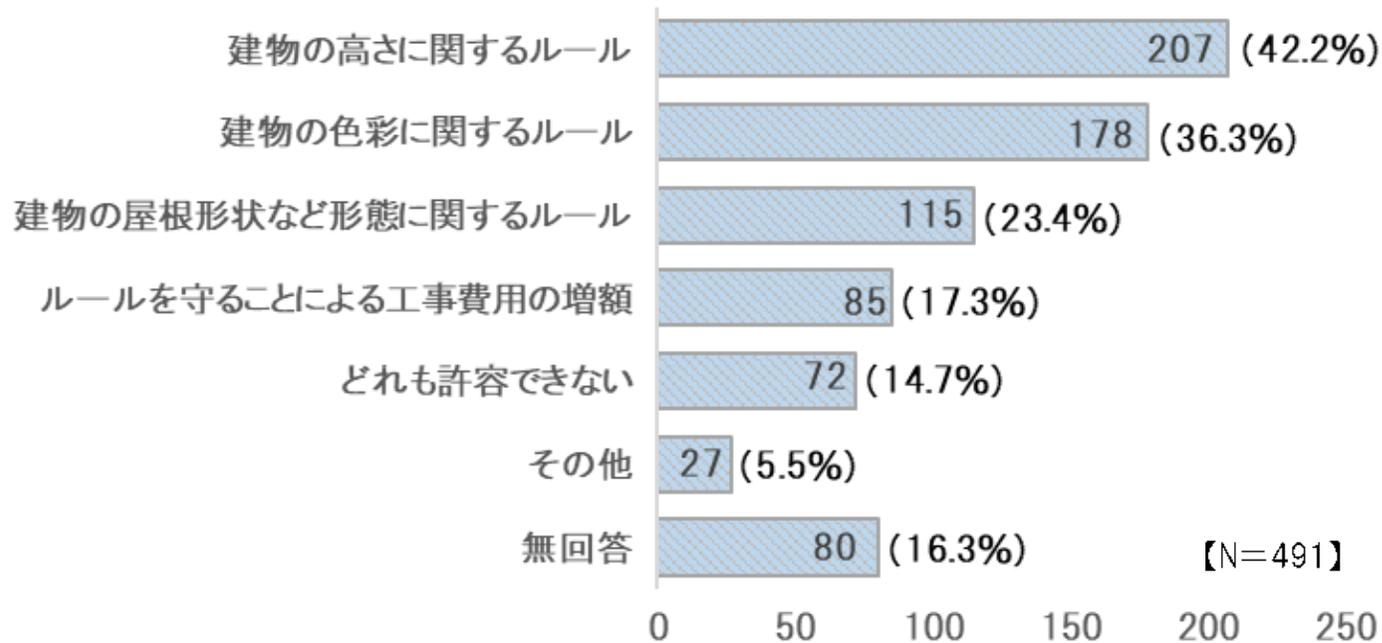
宗像市に「景観に関するルール」があることで、どのような効果があると思いますか。  
3つまで選び、あてはまる番号に○をつけてください。



# 1. 現計画の評価について (3) 市民アンケート調査(都市計画課実施分)

(設問)

より良い景観まちづくりのために、あなたが許容できる内容は、次のうちどれですか。  
あてはまる番号をすべて選び○をつけてください。



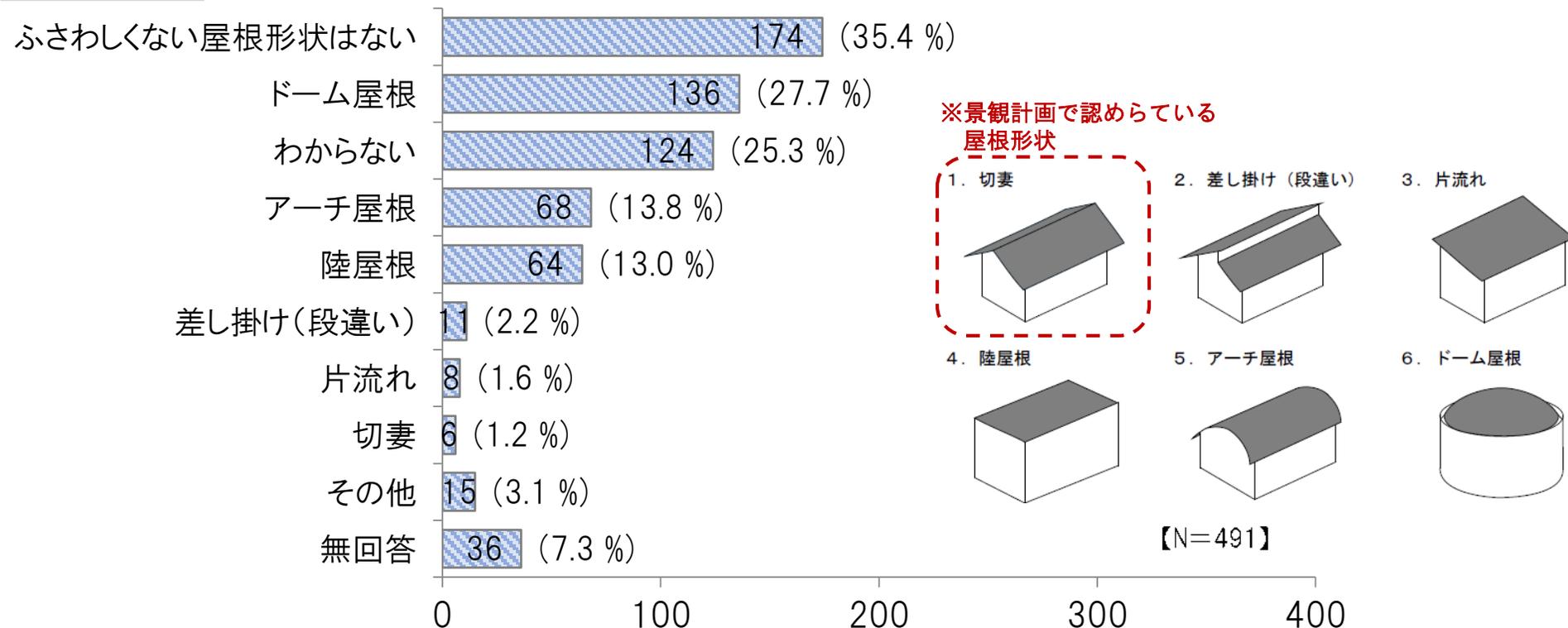
⇒許容できるルールの内容として「高さに関するルール」42.2%、「色彩に関するルール」36.3%となっている一方で、「屋根形状など形態に関するルール」は23.4%と比較的低くなっています。

# 1. 現計画の評価について (3) 市民アンケート調査(都市計画課実施分)

(設問)

次の屋根形状のうち、景観重点区域の景観にふさわしくないと思うものがありますか。  
あてはまる番号をすべて選び○をつけてください。

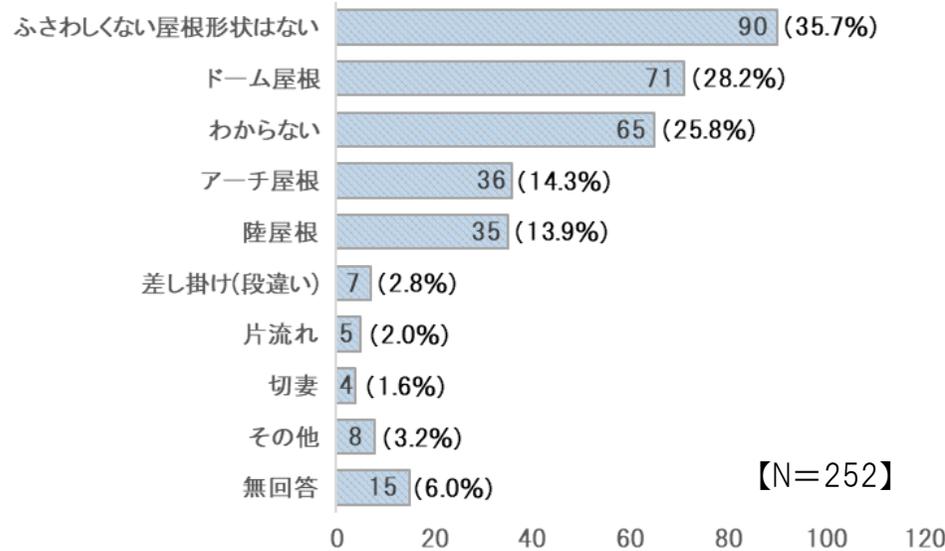
## 〈地区全体〉



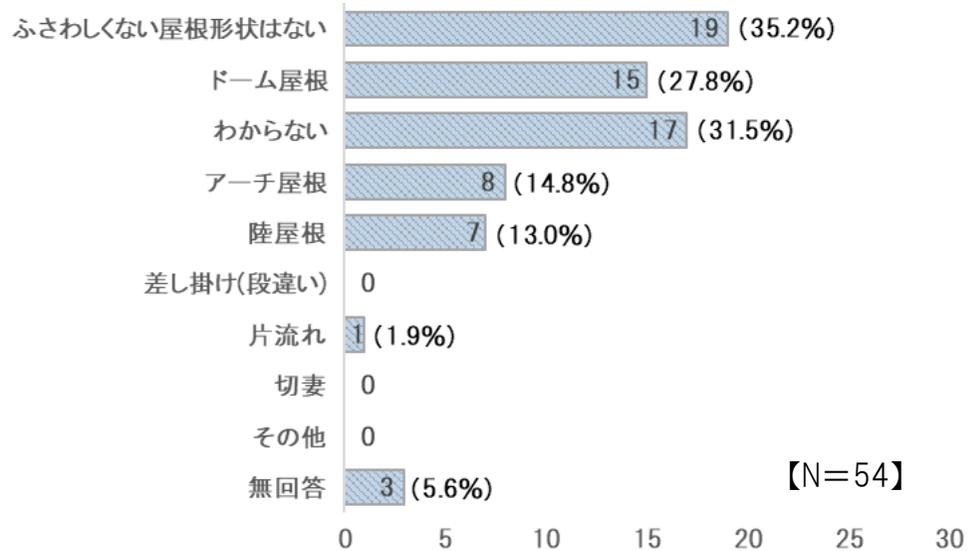
⇒地区全体では、ふさわしくない屋根形状として、「ふさわしくない屋根形状はない」が35.4%と最も多く、次いで「ドーム屋根」27.7%、「わからない」25.3%となっています。

# 1. 現計画の評価について (3) 市民アンケート調査(都市計画課実施分)

## 〈玄海地区・大島地区〉



〈玄海地区〉



〈大島地区〉

⇒屋根形状のルールがある玄海地区・大島地区では、地区全体と同様に、「**ふさわしくない屋根形状はない**」が最も多くなっています。

大島地区では多少傾向が異なるものの、屋根形状のルールがある地区と地区全体は同様の傾向となっています。

○景観まちづくりのためのルールに一定の効果があると認識されている一方、屋根形状に関するルールの許容度は比較的低く、また、景観計画に定める屋根形状のルールと住民認識が乖離していることから、ルールのあり方の検討が必要

# 1. 現計画の評価について (3) 関係団体ヒアリング(景観重点区域のコミュニティ運営協議会)

## (3) 関係団体ヒアリング(景観重点区域内のコミュニティ運営協議会)

### ■コミュニティ運営協議会ヒアリング調査概要

コミュニティセンターヒアリング調査	対象地区	・景観重点区域に位置づけのある地区 (玄海地区、池野地区、岬地区、大島地区)
	主な調査項目	・景観計画や景観重点区域の認知度 ・地区の景観の変化 ・地区の景観の問題点 ・景観計画のルールがあることによる、住民からの“困った声”の有無 等
	調査方法	・各地区コミュニティセンター訪問による直接ヒアリング
	調査時期	・6月中旬

# 1. 現計画の評価について (4) 関係団体ヒアリング(景観重点区域のコミュニティ運営協議会)

## ■要点まとめ

- 日常生活の中で景観計画に係る規制に触れる機会が少ないため、景観計画を意識することは少ないものの、景観計画そのものは認識している
- 各ルールへの認識が、市街化調整区域によるものか景観計画によるものか混同しており、ルールの違いを理解できていないため、理解の促進が必要
- 各地域で主体的に景観まちづくりを進めているものの、次の世代に引き継ぐための担い手が不足しているため、担い手不足の解消が必要

## ■ヒアリング内容

### ○景観計画や景観重点区域の認知度と住民への浸透度

- ・景観計画そのものを日常生活の中で認識をしていないが、景観計画そのものは知っており、イベント実施の際は、景観で気をつけることはないかという意識はある。
- ・世界遺産登録に伴い、高さや色彩に規制がかかっている認識はあるが、市街化調整区域と混同しており、違いを理解できていない。
- ・景観計画を意識したことはない。どちらかというとし街化調整区域に入っているため、「家を建てられない、土地が売れない」という大前提がある。
- ・景観計画の性質上、住民が触れる機会が少ないため、住民より業者への周知の方が必要ではないか。

### ○景観ルールについて（困った声、ルールの必要性）

- ・既存不適格の行政施設が良くて、自分の家はだめなのかという感情になる。
- ・住民は世界遺産となったことで、全てに規制がかかっていると思っている。
- ・屋根の規制よりも、色彩の方が気になる。
- ・世界遺産については、自分たちの生活と共存していかざるを得ないものと認識している。
- ・屋根の規制は特に必要なく、景観よりも賑わいを取り戻す意味で住みやすい環境の中で、どういう形状がいいのかが大事ではないか。

## ■ヒアリング内容

### ○地区の景観の変化や問題点

- ・ 田野地区の田園景色の見通しは良くなったと感じる。
- ・ 世界遺産に通じる道が雑草だらけになっている。現状の維持管理には限界がある。
- ・ 人口が減り空き家が増え、世界遺産のある島として、いつ倒壊してもおかしくない廃屋があるのは望ましくない。

### ○地区内による景観まちづくりについて（取り組んできたこと、取り組みたいこと）

- ・ 景観計画が策定される前から地区の活動として春秋一斉清掃を行っている。
- ・ ボランティアやお助け隊が、草刈りを実施している。
- ・ 景観まちづくり活動の後継者が不足がしている。

### ○地区の中で守るべき景観はなにか、世界遺産（景観）についてどのような印象を持っているか

- ・ 自然を守ろうという意識はある。
- ・ 世界遺産を活かしていこうという声もあるが、世界遺産だけではリピーターが来ないため別の資源を探すべきという意見がある。
- ・ 世界遺産を守ることと住民生活がどのようにマッチングするのか。

# 1. 現計画の評価について (5) 関係団体ヒアリング(住マイむなかた会員)

## (4) 関係団体ヒアリング(住マイむなかた会員)

### ■住マイむなかた会員アンケート調査概要

住 マイ む な か た 会 員 ア ン ケ ー ト 調 査	対象者	・住マイむなかた会員90名(令和6年6月現在)
	主な調査項目	・建物や工作物を作る際の「景観に関するルール」の存在に関する認知度 ・「景観に関するルール」で困ったこと ・「景観に関するルール」があることで、期待される効果 等
	調査方法	・一般社団法人住マイむなかたを通じて会員にアンケート調査票を配布 ・オンライン回答もしくは調査票への直接記入
	調査期間	・令和6年6月28日(金)~7月10日(水)【12日間】
	回答数	・N=37【回収率41.1%】

# 1. 現計画の評価について (5) 関係団体ヒアリング(住マイおなかた会員)

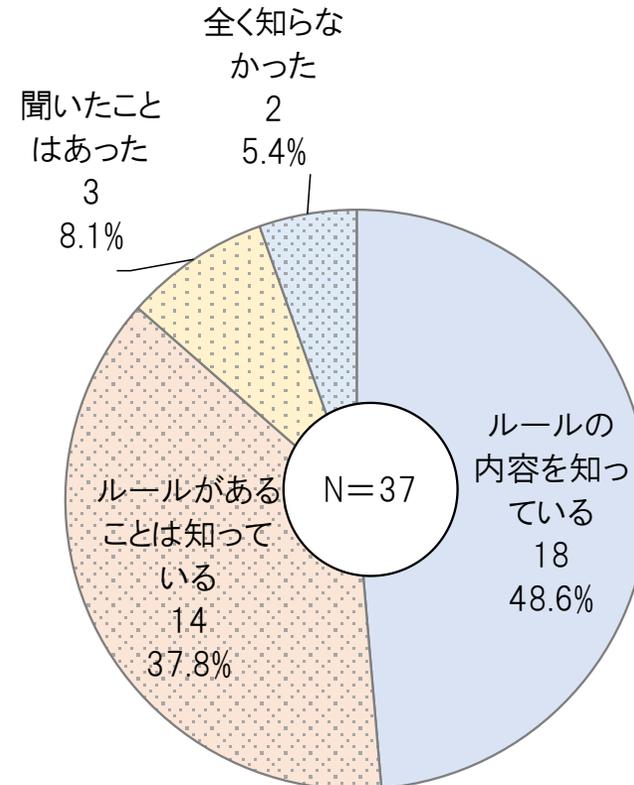
## ○「景観に関するルール」の存在に関する認知度は高い

⇒ルールの存在について「内容を知っている」が48.6%と最も多く、次いで「存在は知っている」37.8%となっており、「全く知らなかった」と回答した方は5.4%となっています。

(設問)

建物や工作物をつくる際に、「景観に関するルール」があることを知っていましたか。

あてはまる番号1つに○をつけてください。



# 1. 現計画の評価について (5) 関係団体ヒアリング(住マイおなかた会員)

## ○住宅購入等の重要な場面において、本市景観の魅力がその要件の一つとして一定数認識されている

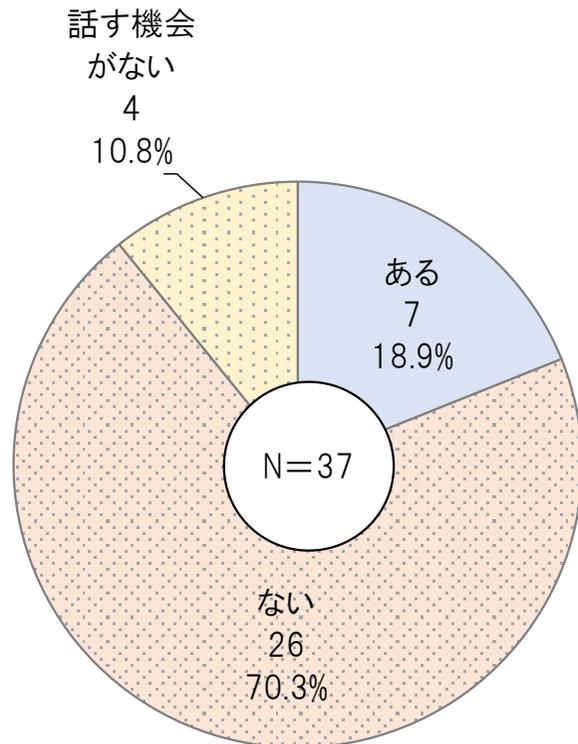
⇒顧客から、市の景観が魅力だと聞いた経験について「ない」が70.3%と最も多く、「ある」と回答した方は18.9%となっています。

また、顧客に市の景観が魅力だと進めた経験については「ない」が54.1%と最も多く、「ある」と回答した方は27.0%となっています。

(設問)

顧客の方から、宗像市の景観が、宗像市の魅力の一つであると聞いたことがありますか。

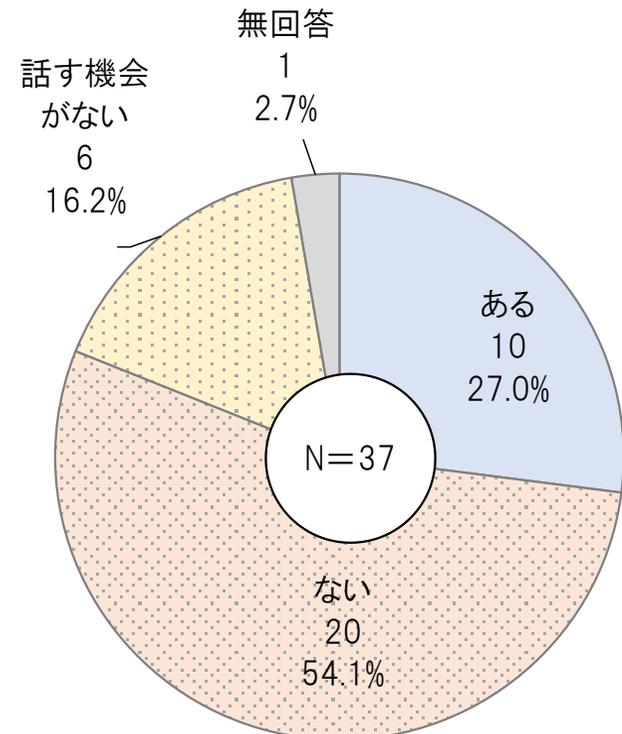
あてはまる番号1つに○をつけてください。



(設問)

顧客の方に、宗像市の景観を、宗像市の魅力の一つとしてお勧めしたことがありますか。

あてはまる番号1つに○をつけてください。



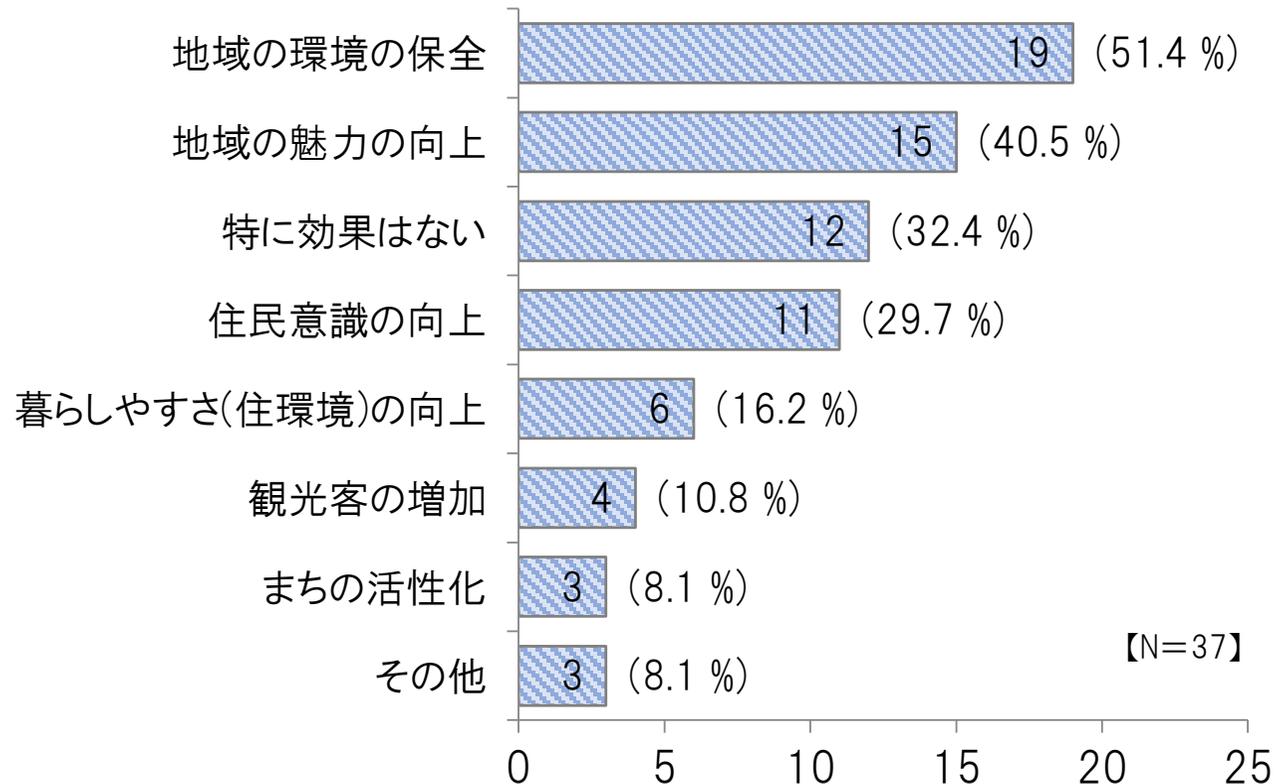
# 1. 現計画の評価について (5) 関係団体ヒアリング(住マイおなかた会員)

## ○景観まちづくりのためのルールに一定の効果があると認識されている

⇒ルールがあることによる効果として「地域の環境の保全」が51.4%と最も多く、次いで「地域の魅力の向上」40.5%、と、一定の効果はあると認識されています。

(設問)

宗像市に「景観に関するルール」があることで、どのような効果があると思いますか。  
3つまで選び、あてはまる番号に○をつけてください。



# 1. 現計画の評価について (5) 関係団体ヒアリング(住マイおなかた会員)

## ○景観重点区域の建築物等の設置に関わったことがある人のうち、約半数以上がルールについて困ったことがある

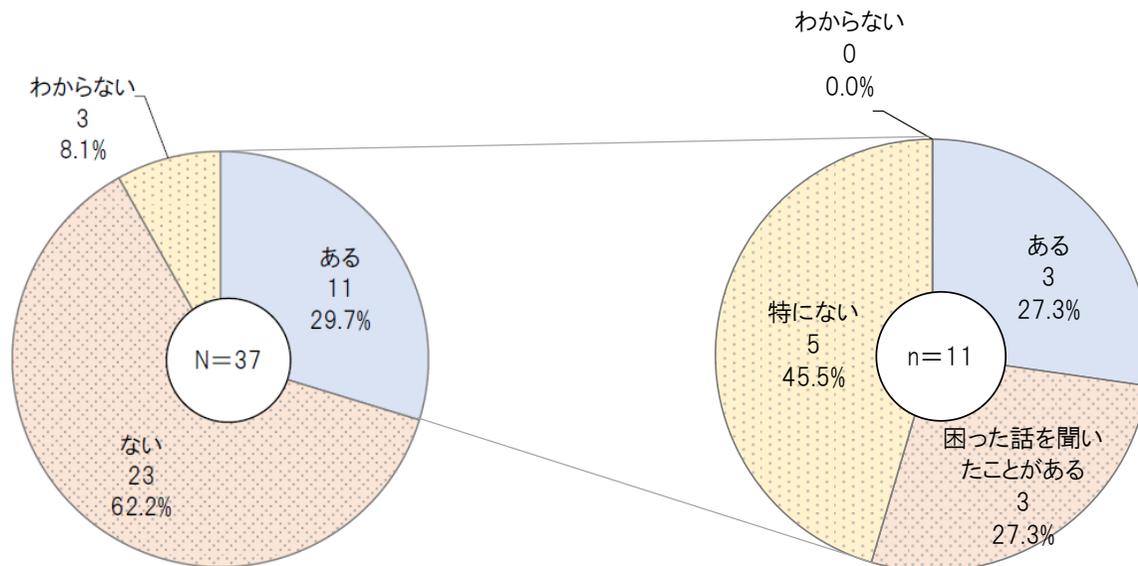
⇒景観重点区域の建築物や工作物の設置に関わったことがある人のうち、「ルールについて困ったことがある」と回答した方は27.3%で、同じく「困った話を聞いたことがある」と回答した方も27.3%となっています。

⇒要因としては「外壁などの色彩」が83.3%、「屋根形状」16.7%、「高さ制限」16.7%となっています。

(設問)

景観重点区域における建築物や工作物の設置に関わったことがありますか。

あてはまる番号1つに○をつけてください。

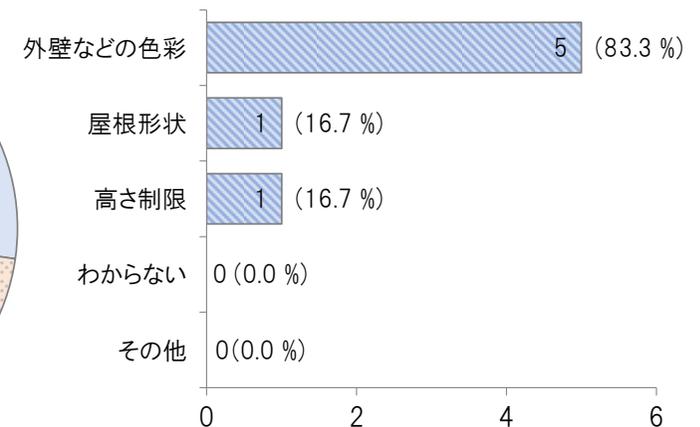


(設問)

「ある」と回答した方にお聞きします。

景観重点区域における建築物や工作物の設置の際に、「景観に関するルール」で困ったことはありましたか。

あてはまる番号1つに○をつけてください。



# 1. 現計画の評価について (6)まとめ

## (6)まとめ

### ■現計画の評価、方向性まとめ

#### 市民アンケート調査

経営企画課実施分

都市計画課実施分

#### 関係団体ヒアリング

景観重点区域内のコミュニティ運営協議会

住マイむなかた会員

#### 庁内ヒアリング

産業振興部

環境部

都市再生部

教育部

都市整備部

- ・宗像市のまちなみ（景観）が整っていると思う割合が高い（P.6）
- ・景観重点区域の景観に対する満足度は高い（P.9）
- ・「景観に関するルール」の存在に関する認知度は高い（P.10、P.22）
- ・景観まちづくりのためのルールに一定の効果があると認識されている（P.14、P.24）
- ・重要度の高い景観は満足度も高く、市民が望む景観まちづくりが形成されている（P.11）
- ・住宅購入等の重要な場面においても、本市景観の魅力がその要因の一つとして一定数認識されている（P.23）

### ○本市が目指す景観や方針等、全体の方向性を継続する

長い時間をかけて醸成する景観特性や、海・山・川・歴史等の景観資源の魅力が引き立つよう、周辺が目立たないよう景観配慮を行う本市景観の性質を背景に現計画の評価を行った結果、まちなみが整っていると思う割合が高いこと、景観重点区域の景観に対する満足度が高いこと、また本市の自然景観・歴史景観の多様な景観特性が重要だと思える割合が高いこと等から、本市が目指す景観や方針等の全体の方向性は、継続すべきと考えます。

### ■課題の抽出

○全体の方向性は現計画を継続するものの、対応すべき課題については対応していく必要があることから、ヒアリング等で出た課題となりうる意見を、以下の通り抽出します。

#### 《アンケート調査》

- 太陽光発電設備への景観配慮が必要  
景観に関するルールとして、「太陽光発電設備への景観配慮が大切」と思う方が多い
- 屋根形状に関するルールのあり方の検討が必要
  - ・景観まちづくりのためのルールに一定の効果があると認識されている一方、屋根形状に関するルールの許容度は低い
  - ・景観計画に定める屋根形状のルールと住民認識が乖離している

#### 《関係団体ヒアリング》

- 景観に関するルールの理解の促進が必要  
各ルールへの認識が、市街化調整区域によるものか景観計画によるものが混同しており、ルールの違いを理解できていない
- 景観まちづくりの担い手不足の解消が必要  
各地域で主体的に景観まちづくりを進めているものの、次の世代に引き継ぐための担い手が不足している

#### 《市内ヒアリング》

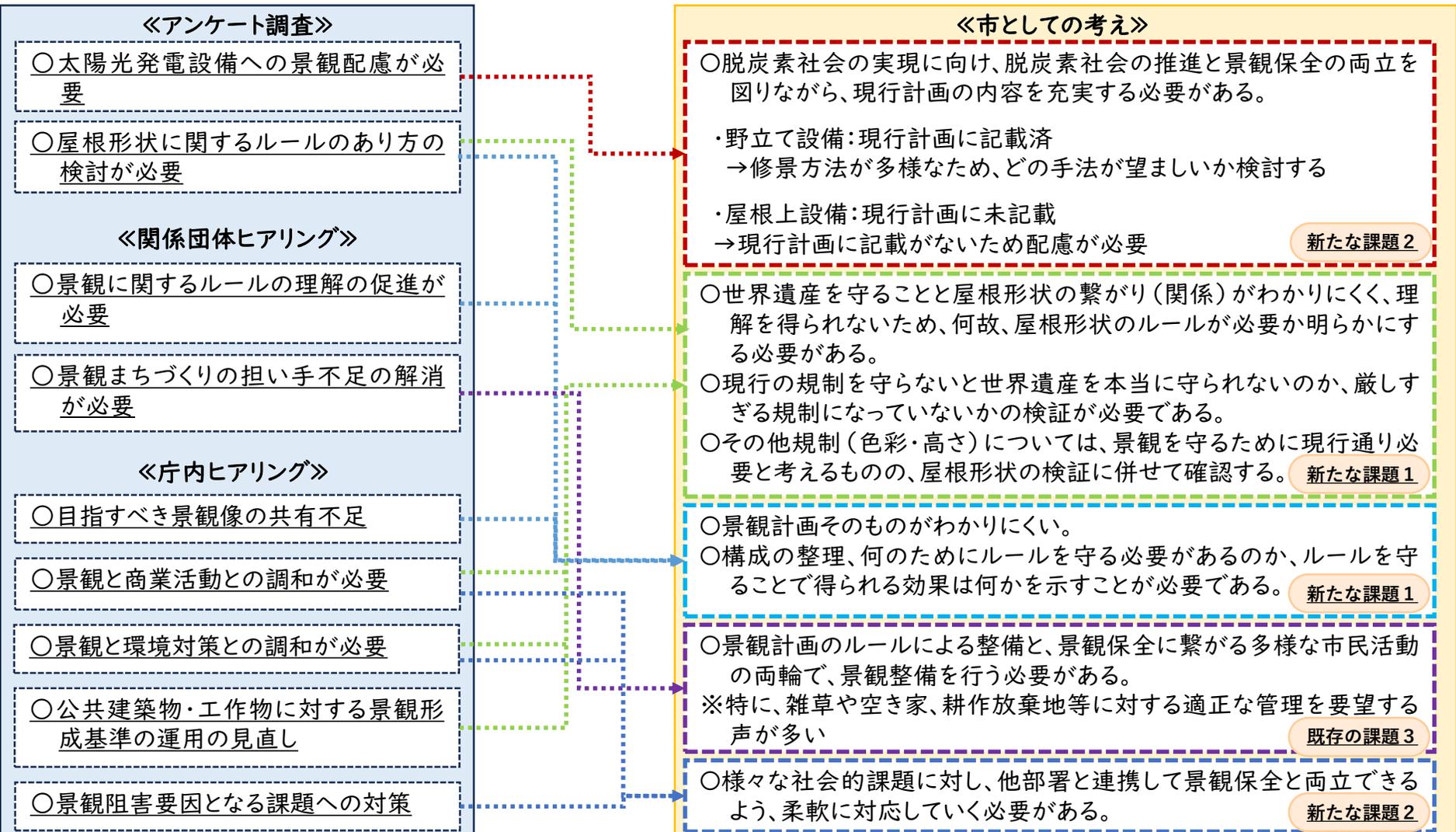
※R5年度調査より

- 目指すべき景観像の共有不足  
本市が守るべき景観、良好な景観が、どのようなものなのか
- 景観と商業活動との調和が必要  
屋根形状などの景観形成基準が厳しいのではないかと
- 景観と環境対策との調和が必要  
景観と脱炭素社会との共存
- 公共建築物・工作物に対する景観形成基準の運用の見直し
- 景観阻害要因となる課題への対策

# 2. 課題と対応方針について

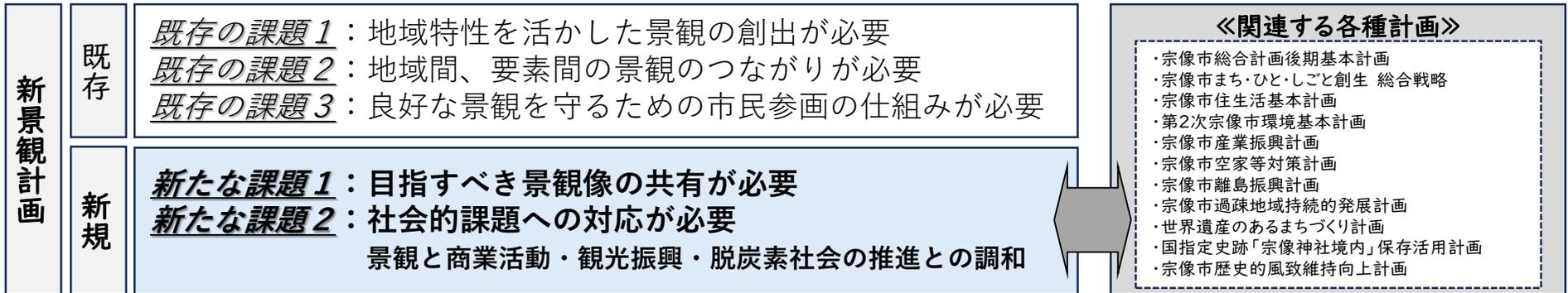
## (1) 課題

○実態調査結果を踏まえた、市の考えを以下に示します。



### ■ 課題の設定

○現計画で掲げていた課題及び実態調査結果と市としての考えを踏まえ、以下のように課題を設定します。



#### 新たな課題1：目指すべき景観像の共有が必要

景観形成基準に対する疑問の声が多数存在している背景には、本市が守るべき景観、良好な景観が、どのようなものなのか、目指すべき景観像の共有ができていない現状があり、景観計画の「わかりにくさ」に原因があると考え。景観計画の「わかりにくさ」とは、景観まちづくりプランと景観計画の二重構造の構成の中で何のためにルールを守る必要があるのか「目的」と「ルール」の関係性や繋がり「わかりにくさ」、「ルール」と「世界遺産の保全」の関係性が明らかではない「わかりにくさ」、ルールを守ることによってどのような効果が得られるのか効果の「わかりにくさ」である。

何のためにルールを守る必要があるのか、またルールを守ることによってどのような効果が得られるのかを明らかにし、「目的」と「ルール」を世界遺産の保全の観点からわかりやすく整理し、イメージパスを用いる等して景観像の共有を図る必要がある。

#### 新たな課題2：社会課題への対応が必要（景観と商業活動・観光振興・脱炭素社会の推進との調和）

商業活動、観光振興、脱炭素社会の推進等の社会的課題と景観は、互いに相反する性質を持つが、世界遺産の継続をより持続可能なものにするため、社会的課題への柔軟な対応が、今後より一層必要になると考える。様々な社会的課題に対し、他部署と連携して景観保全と両立できるよう、柔軟に対応していく必要がある。

### (2) 課題に対する対応方針

○既存の課題は、対応方針に基づき引き続き対応しつつ、2つの新たな課題に対応する方針を、設定します。

<b>既存の課題1:</b> 地域特性を活かした景観の創出が必要	<b>対応方針:</b> 地域特性に応じた景観まちづくり ・景観要素の魅力を地域特性に応じて高め、その魅力を市民全員で積み上げることにより、良好な景観形成の実現を図る。
<b>既存の課題2:</b> 地域間、要素間の景観のつながりが必要	<b>対応方針:</b> 「つながり」を大切にした景観まちづくり ・主要な景観軸上の周囲の調和を図り、市内の景観全体に連続性を持たせる。 ・視覚的なものだけでなく、その背景にある「歴史上のつながり」を意識し、景観まちづくりを実践する。
<b>既存の課題3:</b> 良好な景観を守るための市民参画の仕組みが必要	<b>対応方針:</b> 市民が主体となった景観まちづくり ・市民の意識等を高める事業を継続するとともに、市民が主体となって実践する景観まちづくりを行政が後押しする仕組みづくりを行う。 ・積極的な情報提供や学習の場づくりを行うなどし、景観資源の価値や存在意義のPRを図る。

#### 新たな課題: 課題1

目指すべき景観像の共有が必要

#### 対応方針

##### 目指すべき景観像の再共有

- 誰もがわかりやすい景観計画を目指す
- ・イメージパースを用いる等して、目指すべき景観像の共有を図る。
- ・景観計画の構成を整理する。
- ・何のためにルールを守る必要があるのか、ルールを守ることでどのような効果が得られるのかを明示する。

#### 新たな課題: 課題2

社会的課題への対応が必要

#### 対応方針

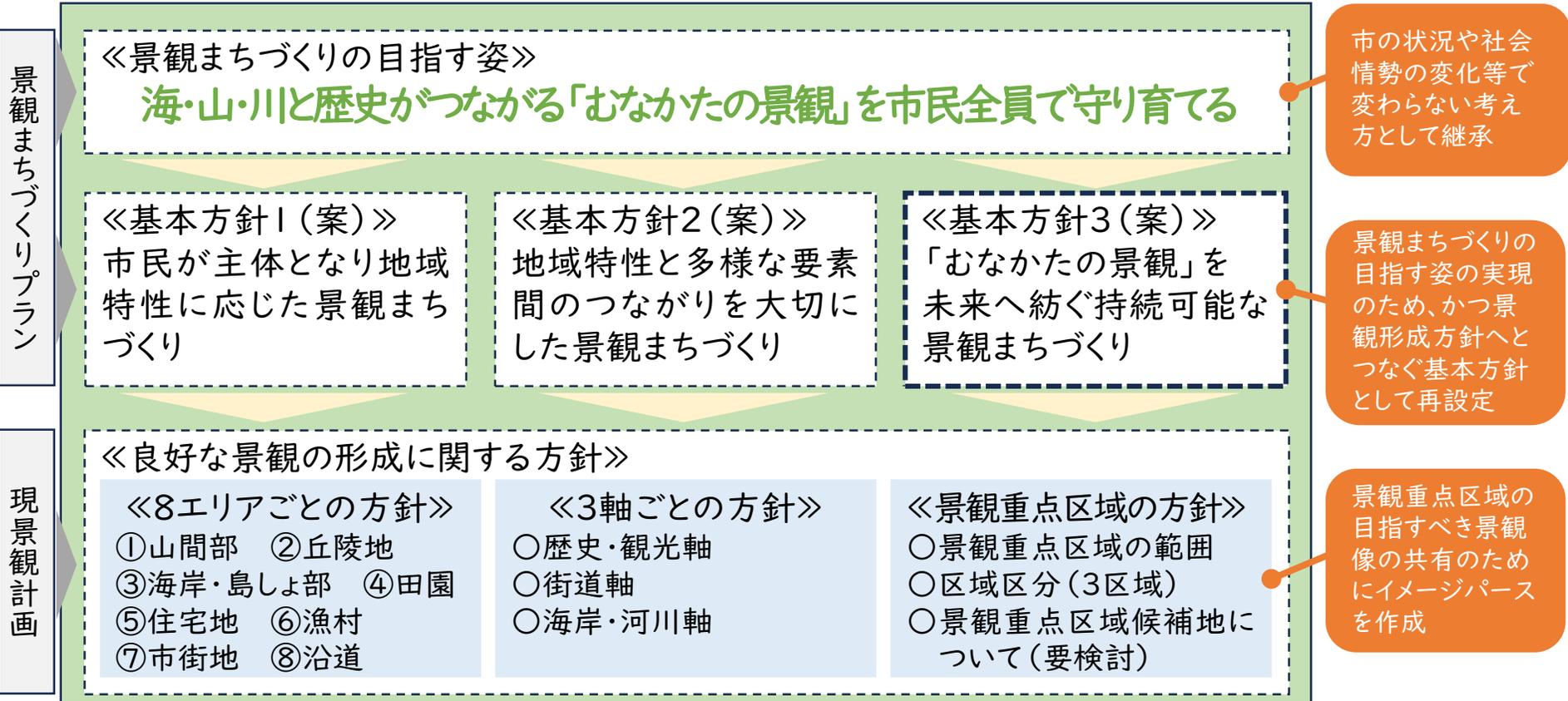
##### 景観形成基準の見直し・拡充の検討

- 屋根形状、高さ、太陽光発電設備について検討
- ・世界遺産の保全とルールの関係性、社会的課題と景観保全の両立への配慮に留意しつつ検討する。

# 3. 新景観計画について (1) 新景観計画の体系案

## (1) 新景観計画の体系案

○新景観計画は、本市が目指す景観や方針等の方向性は既存のものを踏襲しつつ、「景観まちづくりの方針」と「良好な景観の形成に関する方針」を同じ計画内で表現し、「市民の行動」と「市の景観のあり方」のつながりがわかりやすく共有できるように、体系を見直します。



# 3. 新景観計画について (1) 新景観計画の体系案

## ■ 現景観まちづくりプランと景観計画の体系

### 現景観まちづくりプラン・景観計画

#### 現景観まちづくりプラン

景観まちづくりの目指す姿

海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」を  
市民全員で守り育てる

景観まちづくりの基本方針

《基本方針1》

**地域特性**に応じた景観まちづくり

《基本方針2》

「**つながり**」を大切にした景観まちづくり

《基本方針3》

**市民が主体**となった景観まちづくり

#### 現景観計画

景観形成に関する基本方針

《基本方針1》

歴史・文化資源及び周辺景観の保全による  
**各地域の変遷**を踏まえた景観の形成  
※ストーリーを踏まえた景観形成のルールづくり

《基本方針2》

海、山、川などの自然景観への配慮による  
**連続性と一体性**のある景観の形成

《基本方針3》

住宅地及び市街地の景観誘導による魅力ある  
都市空間の形成

景観形成方針

8エリアごとの  
方針

3軸ごとの  
方針

景観重点区域の  
方針

# 3. 新景観計画について (2) 目次構成(案)

## (2) 目次構成(案)

○現行の景観まちづくりプランと景観計画の構成を踏まえ、新景観計画の目次構成を組み立てるとともに、現行計画の評価(成果や課題)や策定以降の市の状況や社会情勢の変化、それらを踏まえた今後の景観まちづくりの方向性について、新景観計画に位置づけます。

### ■ 目次構成(案)

▶ 景観まちづくりプランの関連項目  
▶ 現景観計画の関連項目

#### 第1章 景観計画とは

・計画策定の背景・目的、計画の位置づけ、これまでの経緯・取組み、景観計画の区域等

#### 第2章 宗像市の景観特性と課題の整理

・本市の景観特性、現状整理(関連する法律・条例、届出等状況、市民意向、景観まちづくりの状況等)、景観課題

#### 第3章 良好な景観形成に向けた方針

・景観まちづくりの目指す姿、基本方針、良好な景観の形成に関する方針(8エリア、3軸、景観重点区域)

#### 第4章 行為の制限に関する事項

・景観形成一般区域・景観重点区域の景観形成基準、届出・認定・許可対象行為、手続きの流れ

#### 第5章 景観資源等の活用に関する事項

・景観重要建造物・樹木に関する方針、景観重要公共施設に関する方針、屋外広告物に関する方針

#### 第6章 計画の推進体制

・景観まちづくりの推進方策(多様な主体による取組の推進)、推進組織(景観審議会、景観アドバイザー等)

<目指すべき景観像の再共有…誰もがわかりやすい景観計画を目指す>  
景観計画の構成を再整理し、イメージパースの作成検討  
何のためのルールか、ルールを守ることでどのような効果が得られるのか等を明示

# 3. 新景観計画について (3) 景観形成基準の方向性

## (3) 景観形成基準の方向性

○ 景観重点区域における景観形成基準については、景観（視点場からの眺望）への影響を検証することで、見直し内容（緩和、強化、運用変更）を検討します。

### <景観重点区域 I・II>

景観重点区域 I・II に立地する建築物の屋根形状があたえる景観（視点場からの眺望）への影響について検証

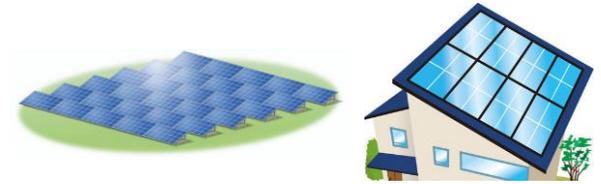
### <国道495号沿い>

国道495号沿いに立地する建築物・工作物があたえる景観（視点場からの眺望）への影響について検証



### <エリア全体>

屋根形状の緩和により普及が見込まれる屋根置き太陽光発電や、脱炭素化に向けて設置が見込まれる野立て太陽光発電等の再生可能エネルギー設備があたえる景観（視点場からの眺望）への影響について検証



区域区分	区域説明
景観重点区域 I	<ul style="list-style-type: none"> <li>各構成資産内外に設定した視点場からの眺望をより積極的に保全・形成する範囲</li> <li>構成資産を核とした景観を保全・形成する範囲</li> </ul>
景観重点区域 II	<ul style="list-style-type: none"> <li>大島御嶽山及び海上に設定した視点場からの眺望をより積極的に保全・形成する範囲</li> </ul>
景観重点区域 III	<ul style="list-style-type: none"> <li>大島御嶽山及び海上に設定した視点場からの眺望を積極的に保全・形成する範囲</li> </ul>

# 3. 新景観計画について

○建築物の屋根形状や国道495号沿いの建築物・工作物等があたえる景観への影響について、視点場からの簡易版フォトモンタージュ(景観シミュレーション)等の方法を用いて検証します。

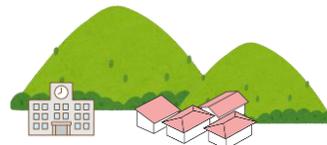
検証方法(案)

①高宮祭場から釣川河口への眺望	②県道69号線からの眺望
	
③渡船航路から本土側への眺望	④渡船航路から大島側への眺望
	

※フォトモンタージュとは

複数のイメージとイメージを合成(モンタージュ)することで、単一の写真イメージからは得られない視覚言語を創造すること。

▼現状(例)



▼モンタージュ(例)

